# 昭和四十一年政令第三百八十四号

別措置法施行令 古都における歴史的風土の保存に関する特

第一項、第八条第一項及び第二項、第九条第三 る特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第七条 を制定する。 に基づき、並びに同法を実施するため、この政令 内閣は、古都における歴史的風土の保存に関す 第十一条第二項並びに第十四条第一項の規定

(歴史的風土保存区域内における行為の届出

る届出は、市町村長を経由してしなければなら府県知事に対する法第七条第一項の規定によ により、書面を提出してしなければならない。 長。次項を除き、以下同じ。)の定めるところ 条の十九第一項の指定都市においては、その (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二 項の規定による届出は、府県知事(地方自治法 特別措置法(以下「法」という。)第七条第一 古都における歴史的風土の保存に関する

号の政令で定める行為) (法第七条第一項第五号及び第八条第一項第七

第二条 法第七条第一項第五号及び第八条第一項 第七号の政令で定める行為は、

水面の埋立て又は干拓

有効な利用の促進に関する法律(平成三年法をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物 資源をいう。以下同じ。)の堆積 律第四十八号)第二条第四項に規定する再生 及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理

行為は、次の各号のいずれかに該当するものと第三条 法第七条第一項ただし書の政令で定める (法第七条第一項ただし書の政令で定める行為)

次に掲げる建築物の新築、改築又は増築 地下に設ける建築物の新築、 改築又は

それぞれ五メートル及び十平方メートル以増築に係る部分の高さ及び床面積の合計が建築物の改築又は増築で、その改築又は 下であるもの

いう。以下この号において同じ。)の新築、 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物を

> 仮設の工作物の新築、改築又は増築 地下に設ける工作物の新築、改築又は

次に掲げる工作物の新築、改築又は増築 消防又は水防の用に供する望楼及び警

(2)築、改築又は増築に係る部分の高さがご 敷地内の運転保安のための工作物(新 を含む。)又は鉄道若しくは軌道の線路 信のための線路、空中線系(その支持物 電気供給のための電線路、 -メートルを超えるものを除く。) 有線電気通

高さが五メートル以下であるもの で、その新築、改築又は増築に係る部分の その他の工作物の新築、改築又は増築

次に掲げる土地の形質の変更

を生ずる切土又は盛土を伴わないもの 質の変更で、高さが五メートルを超える法・面積が六十平方メートル以下の土地の形

次に掲げる木竹の伐採 地下における土地の形質の変更

行われる木竹の伐採 枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常

自家の生活の用に充てるために必要な木 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

仮植した木竹の伐採

で、高さが十五メートルを超えず、かつ、 ・五メートルを超えないものの伐採 ・五メートルの高さにおける幹の周囲が 建築物の敷地以外の土地にある独立木

測量、実地調査又は施設の保守の支障と

Ŧi. 次に掲げる土石の類の採取

第三号イの土地の形質の変更と同程度の 当該土石の類の採取による地形の変更が

六 面積が六十平方メートル以下の水面の埋立 口 地下における土石の類の採取

て又は干拓

七、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の もの り、かつ、高さが一・五メートル以下である、堆積で、面積が六十平方メートル以下であ

八 前各号に掲げるもののほか、 次に掲げる

口

めに必要な工作物の新築、改築又は増築

第六号の屋外広告物の表示又は掲出のた

履行として行う行為 法令又はこれに基づく処分による義務の

建築物の存する敷地内で行う行為。 次に掲げる行為を除く。

建築物の新築、 改築又は増築

高さが五メートルを超える木竹の伐採

えるもの 源の堆積で、高さが一・五メートルを超 屋外における土石、廃棄物又は再生資

農業、林業又は漁業を営むために行う行 ただし、次に掲げる行為を除く。

(2) 建築物の新築、改築又は増築

(3) ルを超える農道若しくは林道の設置

用排水路を除く。)又は幅員が二メー

用排水施設(幅員が二メートル以下の

宅地の造成又は土地の開墾

森林の皆伐

(5)水面の埋立て又は干拓

二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九 号)の規定による都市公園及び公園施設の 設置及び管理に係る行為

ホ 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十 然公園のこれに相当する事業の執行として 号)の規定による公園事業又は府県立自

施行として行う行為 第四条第十五項に規定する都市計画事業の 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

第二項第二号に規定する施設の整備のため に行う行為 歴史的風土保存計画に基づき、法第五条

第四条 第一条の規定は、法第八条第一項の規定 (特別保存地区内における行為の許可の申請の

による許可の申請について準用する。

第五条 法第八条第一項ただし書の政令で定める 行為は、次に掲げる行為とする。 (法第八条第一項ただし書の政令で定める行為)

いう。以下この号において同じ。)の新築、次に掲げる工作物(建築物以外の工作物) 改築又は増築 な仮設の工作物の新築、改築又は増築- 特別保存地区内において行う工事に必要

工作物で地下に設けるものの新築、改築又 水道管、下水道管その他これらに類する

変更で、高さが一・五メートルを超える法を 面積が十平方メートル以下の土地の形 高さが一・五メートル以下であるもの で、その新築、改築又は増築に係る部分の

その他の工作物の新築、改築又は増築

兀 生ずる切土又は盛土を伴わないもの 第三条第四号に掲げる木竹の伐採 土石の類の採取で、その採取による地形の

Ŧi. もの 建築物その他の工作物のうち、屋根、 煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これら 壁

変更が第二号の土地の形質の変更と同程度の

六 次に掲げる屋外広告物(屋外広告物法 和二十四年法律第百八十九号)第二条第一項、次に掲げる屋外広告物(屋外広告物法(昭 の表示又は掲出 に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。) に類するもの以外のものの色彩の変更

し、又は掲出する屋外広告物 地方公共団体が公共的目的をもつて表示

冠婚葬祭又は祭礼等のために一時的に表 又は掲出する屋外広告物

める屋外広告物 営業等のためにやむを得ないものとして定 識その他の屋外広告物又は国土交通省令で 日常生活に関し必要な事項を表示する標

又は干拓 面積が十平方メートル以下の水面の埋立て

九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる 八、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の かつ、高さが一・五メートル以下であるもの **堆積で、面積が十平方メートル以下であり、** 

履行として行う行為 法令又はこれに基づく処分による義務の

イ

(1) 建築物の存する敷地内で行う行為。 次に掲げる行為を除く。

建築物の新築、改築又は増築

のの新築、改築又は増築の国土交通省令で定める工作物以外のもに存する建築物に附属する物干場その他 建築物以外の工作物のうち、当該敷 第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、

(特別保存地区内の行為の許可基準)

の新築、改築又は増築

その高さが一・五メートルを超えるもの 作物(建築物以外の工作物をいう。)で 歴史的風土保存地区にあつては、ビニル

第一種歴史的風土保存地区又は第二種

ハウスその他の国土交通省令で定める工

次のとおりとする

ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の 高さが一・五メートルを超える法を生

高さが五メートルを超える木竹の伐採

(5) 同程度のもの 形の変更が(3)の土地の形質の変更と 土石の類の採取で、その採取による地

で、第五号に該当しないもの 建築物その他の工作物の色彩の変更

(8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資 (7) 屋外広告物の表示又は掲出で、第六号 に該当しないもの

源の堆積で、高さが一・五メートルを超 都市計画法第四条第十五項に規定する都 えるもの

う。以下同じ。)又は第二種歴史的風土保規定による第一種歴史的風土保存地区をい和五十五年法律第六十号)第三条第一項の 生活環境の整備等に関する特別措置法(昭 (明日香村における歴史的風土の保存及び第二項第二号(第一種歴史的風土保存地区 土保存地区をいう。以下同じ。) にあつて 存地区(同項の規定による第二種歴史的風 市計画事業の施行として行う行為 歴史的風土保存計画に基づき、法第五条

は、同法第二条第二項第四号)に規定する 農業、林業又は漁業を営むために行う行 でないこと。

施設の整備のために行う行為

又は除却することができるものである。

築物の位置及び規模が、当該新築の行われ 地下に設ける建築物については、当該建

史的風土と著しく不調和でないこと。

農業、林業又は漁業の用に供するために

いては、その指定する高さを超えないと 史的風土保存地区内において新築される さ)を超えないこと。ただし、第二種歴 の特別保存地区にあつては五メートル、 の高さが第二種歴史的風土保存地区以外 きは、この限りでない。 と認めて奈良県知事が指定するものにつ 建築物でその用途によつてやむを得ない メートルを超えるときは、滅失前の高 第二種歴史的風土保存地区にあつては十 合において、災害による滅失前の建築物 区にあつては十メートル(災害復旧の場 は五メートル、第二種歴史的風土保存地 土保存地区以外の特別保存地区にあ 当該建築物の高さが、第二種歴史的風

ルを超えるときは、滅失前の床面積の合 建築物の床面積の合計が三十平方メート 旧の場合において、災害による滅失前の 積の合計が、三十平方メートル(災害復 保存地区にあつては、当該建築物の床面 計)を超えないこと。 第二種歴史的風土保存地区以外の特別

区域における歴史的風土と著しく不調和 築の行われる土地及びその周辺の土地の 当該建築物の形態及び意匠が、当該新

当該建築物の構造が、容易に移転し、

区域における歴史的風土と著しく不調和築の行われる土地及びその周辺の土地の でないこと。 当該建築物の規模及び形態が、当該新

(3) 森林の皆伐又は森林でない竹林で府県

知事が指定するものの皆伐

(2) 第二種歴史的風土保存地区以外の特別

保存地区にあつては、森林の択伐

及び(5)に掲げるもの

第三条第八号ハ(1)から(3)まで ただし、次に掲げる行為を除く。

少ないこと。歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが 土地及びその周辺の土地の区域における歴模、形態及び意匠が、当該新築の行われる人がに掲げる建築物については、その規

> (1) 当該古都における重要な遺跡に存した 文化財保護法(昭和二十五年法律第1 築物の原形を再現する建築物

的建造物群保存地区内に所在する伝統的三条第一項の規定により定められた伝統 建造物群の保存のために必要な建築物 形民俗文化財、同法第九十二条第一項に条第一項の規定により指定された重要有 第百十条第一項の規定により仮指定され 項の規定により指定され、若しくは同法 規定する埋蔵文化財、同法第百九条第一 り指定された重要文化財、同法第七十八 百十四号)第二十七条第一項の規定によ た史跡名勝天然記念物又は同法第百四十

4 景観法(平成十六年法律第百十号)第 れた歴史的風致形成建造物の保存のため 号)第十二条第一項の規定により指定さ 上に関する法律(平成二十年法律第四十 に必要な建築物 地域における歴史的風致の維持及び向

観重要建造物の保存のために必要な建 十九条第一項の規定により指定された景

都市公園法に規定する公園施設である

執行に係る建築物 府県立自然公園のこれに相当する事業の 自然公園法の規定による公園事業又は

公衆便所

定めるもの の用に供する建築物で、国土交通省令で 公共団体が設ける警察、消防又は水防

供する施設を構成する建築物で、 通省令で定めるもの 道路、鉄道、河川その他の公共の用に 国土交

建築物」という。) その他の建築物(以下ホにおいて「普通 保存地区にあつては、当該新築が、次の いずれかの土地において行われること。 第二種歴史的風土保存地区以外の特別 められた日以前において普通建築物の 特別保存地区に関する都市計画が定

> 第二種歴史的風土保存地区以外の特別 築物の敷地であつた土地 められた際現に新築の工事中の普通建 特別保存地区に関する都市計画が定

(2)

保存地区にあつては、当該新築が、次の いずれかに該当すること。 めに行われること。 現に存する普通建築物の建替えのた

以内に除却した普通建築物の建替えの ために行われること。 められた日の前日から起算して前六月 特別保存地区に関する都市計画が定

旧のために行われること 災害により滅失した普通建築物の復

及び制限床面積を超えないこと。 が、それぞれ(2)の普通建築物の高さ る普通建築物の高さ及び床面積の合計 保存地区にあつては、当該新築後におけ 第二種歴史的風土保存地区以外の特別

得ないと認めて奈良県知事が指定する普 さが、十メートル(建替えの場合におい を超えないときは、この限りでない。 通建築物については、その指定する高さ こと。ただし、その用途によつてやむを は、当該新築後における普通建築物の高 ルを超えるときはその高さ)を超えない て、建替え前の建築物の高さが十メート 第二種歴史的風土保存地区にあつて

似する外観を有する材料でふかれておら、檜皮、銅板、木板その他これらに類以下のものを除く。)の屋根が、瓦。、わ以下のものを除く。)の屋根が、瓦。、わばの合計が国土交通省令で定める基準面積の合計が国土交通省令 料で仕上げられていること。 その他これらに類似する外観を有する材 り、かつ、その外壁が、しつくい、木板 築後の普通建築物(当該普通建築物の床 歴史的風土保存地区にあつては、当該新 第一種歴史的風土保存地区又は第二種

の土地の区域における歴史的風土と著し 匠が、新築の行われる土地及びその周辺 く不調和でないこと。 当該新築後の普通建築物の形態及び意

敷地であつた土地

- 建築物の高さ(第二種歴史的風土保存地区 を超えないときは、この限りでない。 定するものについては、その指定する高さ と。ただし、第二種歴史的風土保存地区内 ないときは、十メートル)を超えないこ つてやむを得ないと認めて奈良県知事が指 において改築される建築物でその用途によ にあつては、その高さが十メートルに達し 当該改築後の建築物の高さが、改築前の
- られていること。 れらに類似する外観を有する材料で仕上げ る外観を有する材料でふかれており、か である場合には、その屋根が、耳、わら通省令で定める基準以下のものを除く。) の建築物が前号ホに規定する普通建築物史的風土保存地区にあつては、当該改築後 つ、その外壁が、しつくい、木板その他こ (当該普通建築物の床面積の合計が国土交 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴 檜皮、銅板、木板その他これらに類似す
- ないこと。 区域における歴史的風土と著しく不調和で 改築の行われる土地及びその周辺の土地の 当該改築後の建築物の形態及び意匠が

- 必要な物置、作業小屋等 農業、林業又は漁業の用に供するために 風土保存地区以外の特別保存地区にあつ 当該増築部分の高さが、第二種歴史的
- は、その指定する高さを超えないときめて奈良県知事が指定するものについて 物でその用途によつてやむを得ないと認 風土保存地区内において増築される建築 を超えないこと。ただし、第二種歴史的 トルを超えるときは、滅失部分の高さ) 種歴史的風土保存地区にあつては十メー 別保存地区にあつては五メートル、第一 場合において、災害による滅失部分の高 地区にあつては十メートル(災害復旧の は、この限りでない。 さが第二種歴史的風土保存地区以外の特 ては五メートル、第二種歴史的風土保存
- 復旧の場合において、災害による滅失部 面積の合計が、三十平方メートル(災害 保存地区にあつては、当該増築部分の床 第二種歴史的風土保存地区以外の特別

超えるときは、滅失部分の床面積の合 分の床面積の合計が三十平方メートルを 計)を超えないこと。

- 土地の区域における歴史的風土と著しく が、増築の行われる土地及びその周辺の 当該増築後の建築物の形態及び意匠
- 仮設の建築物
- ること。 し、又は除去することができるものであ
- 不調和でないこと。 土地の区域における歴史的風土と著しく が、増築の行われる土地及びその周辺の 当該増築後の建築物の規模及び形態
- 築後の建築物の位置及び規模が、増築の行地下に設ける建築物については、当該増 れが少ないこと。 ける歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそ われる土地及びその周辺の土地の区域にお
- 風土と著しく不調和でないこと。 増築については、当該増築後の建築物の規 及びその周辺の土地の区域における歴史的 模、形態及び意匠が、増築の行われる土地 による宗教法人のこれに相当する建築物の 令(昭和二十年勅令第七百十九号)の規定 する境内建物である建築物又は旧宗教法人 (昭和二十六年法律第百二十六号)に規定 第一号ニに掲げる建築物及び宗教法人法
- 建築物」という。) その他の建築物(以下ホにおいて「普通
- 保存地区にあつては、当該増築が、次の いずれかの土地において行われること。 第二種歴史的風土保存地区以外の特別 敷地であつた土地 められた日以前において普通建築物の 特別保存地区に関する都市計画が定
- 築物の敷地であつた土地 められた際現に新築の工事中の普通建 特別保存地区に関する都市計画が定
- (2)床面積の合計が、それぞれ増築前の普通 さ及び当該増築後における普通建築物の 保存地区にあつては、当該増築部分の高 第二種歴史的風土保存地区以外の特別

- 不調和でないこと。
- 当該増築部分の構造が、容易に移転
- 規定する工作物を除く。以下第六号までにお 保存地区にあつては、前条第九号ホ(4)に 種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土 工作物(建築物以外の工作物をいい、第 不調和でないこと。 土地の区域における歴史的風土と著しく が、増築の行われる土地及びその周辺の
- 仮設の工作物
- 又は除却することができるものであるこ 当該工作物の構造が、容易に移転し、
- 区域における歴史的風土と著しく不調和築の行われる土地及びその周辺の土地の 区域における歴史的風土と著しく不調 でないこと。 当該工作物の規模及び形態が、当該新
- 歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれがる土地及びその周辺の土地の区域における 少ないこと。 作物の位置及び規模が、当該新築の行われ 地下に設ける工作物については、当該工

- 建築物の高さ及び制限床面積を超えない
- 得ないと認めて奈良県知事が指定する普 通建築物については、その指定する高さ こと。ただし、その用途によつてやむを を超えないときは、この限りでない。 ルを超えるときはその高さ)を超えない は、当該増築部分の高さが、十メートル (増築前の普通建築物の高さが十メート 第二種歴史的風土保存地区にあつて
- り、かつ、その外壁が、しつくい、木板り、かつ、その外壁が、しつくい、木板以下のものを除く。)の屋根が、瓦。、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類ら、檜皮、銅板、木板その他これらに類ら、檜皮、銅板、 木板その他これらに類を後の普通建築物(当該普通建築物の床壁史的風土保存地区にあつては、当該増歴史的風土保存地区にあつては、当該増 料で仕上げられていること。 その他これらに類似する外観を有する材 第一種歴史的風土保存地区又は第二種
- 当該増築後の建築物の形態及び意匠
- いて同じ。) の新築

- が、次のいずれかに該当し、かつ、その規ハ その他の工作物については、当該工作物 形態及び意匠が、当該新築の行われる

- 史的風土と著しく不調和でないこと。 土地及びその周辺の土地の区域における歴 当該古都における重要な遺跡に存した
- (2) その他の文化財の保存のために必要な工 工作物の原形を再現する工作物 第一号ニ(2)に規定する重要文化財
- 保存のために必要な工作物 より指定された歴史的風致形成建造物の 上に関する法律第十二条第一項の規定に 地域における歴史的風致の維持及び向
- (4) 景観法第十九条第一項の規定により指 必要な工作物 定された景観重要建造物の保存のために
- 教法人のこれに相当する工作物 工作物又は旧宗教法人令の規定による宗 宗教法人法に規定する境内建物である
- 都市公園法に規定する公園施設である 自然公園法の規定による公園事業又は
- 定めるもの の用に供する工作物で、国土交通省令で 公共団体が設ける警察、消防又は水防

執行に係る工作物

府県立自然公園のこれに相当する事業の

- 供する施設を構成する工作物で、国土交 通省令で定めるもの 道路、鉄道、河川その他の公共の用に
- 物を含む。)(高さが二十メートルを超え する場合に限る。) るものにあつては、建替えのために新築 信のための線路又は空中線系(その支持 電気供給のための電線路、有線電気通
- 作物にあつては、その指定する高さ)以得ないと認めて奈良県知事が指定する工 下の工作物 は十メートル(その用途によつてやむを 下、第二種歴史的風土保存地区にあつて の特別保存地区にあつては五メートル以 高さが第二種歴史的風土保存地区以外
- 工作物の高さ(第二種歴史的風土保存地 当該改築後の工作物の高さが、改築前

さを超えないときは、この限りでない。指定するものについては、その指定する高指でするものについては、その指定する高いといて改築される工作物でその用途にと。ただし、第二種歴史的風土保存地区とと。ただし、第二種歴史的風土保存地区にあつては、改築前の高さが十メートルににあつては、改築前の高さが十メートルに

工作物の増築
と域における歴史的風土と著しく不調和で
と域における歴史的風土と著しく不調和で
とくないこと。

7 仮設の工作物

(1) 当該増築部分の構造が、容易に移転

2 当該増築後の工作物の規模及び形態2 当該増築後の工作物の規模及び形態

1 地下に設ける工作物については、当該増1 地下に設ける工作物の位置及び規模が、増築の行築後の工作物の位置及び規模が、増築の行業をの工作物の位置及び規模が、増築の行業をの工作物の位置及び規模が、増築の行

と。
と
の
の
工作物の
工作物の
大変が
、次のいずれかに
変当し、
かつ、
増築の
が、
次のいずれかに
該当し、
かつ、
増築後
が、
次のいずれかに
該当し、
かつ、
増築後
が、
次のいずれかに

な当し、
がつ、
増築後

3工作物の増築第四号ハ(1)から(9)までに掲げ

の変更

れかに該当する増築を除く。 物を含む。) の増築。ただし、次のいず物を含む。) の増築。ただし、次のいず物を含む。) の増築。 ただし、次のいず

こととなるもの柱その他これに類するものを設置する日、 新たに高さが二十メートルを超える

となるものとなるものの高さが増築前の高さを超えることは、増築後の柱その他これに類するもは、増築後の柱その他これに類するもは、増築後の柱その他これに類するものがあるときとなるもの

(3) 当該増築部分の高さが第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、その指すが指定する工作物にあつては、その用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知られて、のでは十メートル(その用途によってやむを得ないと認めて奈良県知道、当該増築部分の高さが第二種歴史的風

の新築、改築又は増築 六の二 前条第九号ホ(4)に規定する工作物

て行われること。 ・ 当該新築、改築又は増築が、第一種歴史

イダ所を、女きては増生をつこまのシーをあれている基準に該当すること。 国土交通省令で定める規模、材質等に関す国土交通省令で定める規模、材質等に関する。

小限度の規模の土地の形質の変更新築、改築又は増築を行うために必要な最新、改築又は増築を行うために必要な最

建築物の存する敷地内で行う土地の形質保存地区内における土地の開墾に接する土地の開墾又は第二種歴史的風土に接する土地の開墾又は第二種歴史的風土存地区内における農地若しくは採草放牧地存地区以外の特別保

ホ 道路その他の公共の用に供する施設で国の保存のために行う土地の形質の変更の保存のために行う土地の形質の変更定により仮指定された史跡名勝天然記念物定され、若しくは同法第百十条第一項の規定され、若しくは同法第百人条第一項の規定により指掘又は同法第百人条第一項の規定により指

が、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行い、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行い、本竹の伐採については、当該木竹の伐採、大の人は林道の設置又は管理のために必要若しくは林道の設置又は管理のために必要若しくは林道の設置又は管理のために必要な最小限度の規模の土地の形質の変更な最小限度の規模の土地の形質の表別で国土を通道をでしている。

ハと忍めて奈良県印 森林の皆伐で、伐採区域の面積が第二種歴メートル(その用途 ロ 伐採後の成林が確実であると認められる第二種歴史的風土保 イ 森林の択伐 る歴史的風土を損なうおそれが少ないこと。さが第二種歴史的風 われる土地及びその周辺の土地の区域におけ

中的風土保存地区以外の特別保存地区にあた。 第二種歴史的風土保存地区にあた。 第二種歴史的風土保存地区にあた。 第二種歴史的風土保存地区にあた。 第二種歴史的風土を組上がる森林で、府県知事が歴史的風土を維出のでは、一ヘクタール(人工林が相当部分をにあつては五ヘクタール以下のものでは五ヘクタール以下のものでは五ヘクタール以下のものでは五ヘクタール以下のものでは五ヘクタール以下のものでは五ヘクタール以下のものでは五ヘクタール以下のものでは五へクタール以下のものでは五へクタール以下のものでは五へクタール以下のものでは五へクタール以下のものでは五へクタール以下のものでは五へクタール以下のものでは五へのものでは五へクタール以下のものでは五へクタール以下のものでは五へクタール以下のものでは五へクタール以下のものでは五へクタールは一般では五へクタール以下のものでは五へのものでは五へのものが外の特別保存地区にある。

的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ない土地及びその周辺の土地の区域における歴史が、露天掘りでなく、かつ、当該採取を行うが、露下掘りでなく、かつ、当該採取を行う、土石の類の採取については、採取の方法

歴史的風土と調和すること。れる土地及びその周辺の土地の区域におけるては、当該変更後の色彩が、当該変更の行わては、当該変更後の色彩が、当該変更の行わい 建築物その他の工作物の色彩の変更につい

・ 角核量トは言めつきそくは島-- 屋外広告物の表示又は掲出

スゴの型とことはここをのままで型でによる。 一 水面の埋立て又は干拓については、当該 と著しく不調和でないこと。 と著しく不調和でないこと。 と著しく不調和でないこと。 と著しく不調和でないこと。 と著しく不調和でないこと。

と。 行為 行為 できょうりかい との 行為 にいまめに必要やむを得ない

行為 一 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う

(制限床面積の意義等)

第七条 前条第一号ホの普通建築物をいう。 (2) においては同号ホの普通建築物を、同条第三号ホ(2) の場合は、同条第一号ホ(3) の場合においては同号は、同条第一号ホ(3) の場合において、「普通建築物」とは、当該普通建築物の敷地における次に掲げる床面積の合計をいう。この場合において、「普通建築物」とは、当該普通

一 特別保存地区に関する都市計画が定められた際現に存した普通建築物の床面積 特別保存地区に関する都市計画が定められ

建築物の床面積 た際現に新築、改築又は増築の工事中の普通二 特別保存地区に関する都市計画が定められ

三 特別保存地区に関する都市計画が定められ 特別保存地区に関する都市計画が定められた際まだ建替え で、当該都市計画が定められた際まだ建替え で、当該都市計画が定められた際まだ建替え かための新築又は改築の工事に着手していなのための东面積

四 特別保存地区に関する都市計画が定められていないものの床面積 で、当該都市計画が定められた際また復旧のための新築又は増築の工事に着手した復旧のための新築又は増築の工事に着手した復旧のための东面積

五 次に掲げる普通建築物が、いずれも住宅 、改築若しくは増築の工事中の普通建築、改築若しくは増築の工事中の普通建築 、政策者しくは増築の工事中の普通建築 を、改築若しくは増築の工事中の普通建築 を、改築若しくは増築の工事中の普通建築 を、改築若しくは増築の工事中の普通建築 を、改築者しくは増築の工事中の普通建築、改築者しくは増築の工事中の普通建築 を、改築者しくは増築の工事中の普通建築、改築者しくは増築の工事中の普通建築物で、に続きる。

ハ 当該新築又は増築後の普通建築物通建築物又は当該増築前の普通建築物口 当該新築に係る前条第一号ホ (2)の普

とないものとする。 
「は、建築基準と、この政令における「床面積」には、建築基準と、この政令における「床面積」には、建築基準と、この政令における「床面積」には、建築基準と、

(収用委員会の裁決の申請の手続)

(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第八条 法第九条第三項の規定により土地収用法

を著しく損なわないこと。

裁決申請書を収用委員会に提出しなければなら号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した 土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各 の規定による裁決を申請しようとする者は、国

(土地の買入れ価額の算定)

第九条 法第十一条第一項の規定による買入れを 引価額等を考慮して算定した相当な価額とす する場合における土地の価額は、近傍類地の取

鑑定士その他の土地の鑑定評価について特別の一前項の価額を算定するにあたつては、不動産 ができる者に評価させなければならない。 知識経験を有し、かつ、公正な判断をすること (国庫負担額) 1

第十条 国が法第十四条第一項の規定により負担

又は法第十一条の規定による土地の買入れに要する金額は、法第九条の規定による損失の補償

存地区にあつては、二分の一)を乗じて得た額 する費用の額に十分の七(第二種歴史的風土保

第十一条 法第十四条第二項の規定による国の地 する施設の整備に要する費用の額に二分の一を方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定 乗じて得た額とする。 (国庫補助金の額)

#### (施行期日)

1 この政令は、昭和四十二年二月一日から施行 する。ただし、次項から附則第四項までの規定 (昭和六十年度の特例) 公布の日から施行する。

分の七」と、「十分の五・五」とあるのは「二ついては、同条中「五分の四」とあるのは「十 分の一」とする。 第十条の規定の昭和六十年度における適用に

(昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度

3 中「五分の四」とあるのは「十分の六・五」 及び平成四年度における適用については、同条 と、「十分の五・五」とあるのは「二分の一」 第十条の規定の昭和六十一年度、平成三年度

4 中「五分の四」とあるのは「十分の六・二五」 度までの各年度における適用については、同条 (昭和六十二年度から平成二年度までの特例) 第十条の規定の昭和六十二年度から平成二年

> と、「十分の五・五」とあるのは「二分の一」 とする

#### 五八号) 附 則 抄(昭和四四年六月一三日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、 年六月十四日)から施行する。 法の施行の日 (昭 和四 十四四

号 附 則 (昭和五〇年一月九日政令第1

(施行期日)

号)の施行の日(昭和五十年四月一日)から施 部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十七 行する。 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一

#### 九三号) 則 (昭和五〇年九月三〇日政令第二

この政令は、 昭和五十年十月一日から施行す

2

#### 三〇六号) 附 則 (昭和五〇年一〇月二四日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 十一月一日)から施行する。 (昭和五十年

### 八附号 則 則 (昭和五五年八月一日政令第二〇

(施行期日)

1 附則(四この政令は、 公布の日から施行する。

四四号) (昭和五六年四月二四日政令第 抄

(施行期日)

1 号) の施行の日(昭和五十六年四月二十五日) から施行する。 部を改正する法律(昭和五十五年法律第三十五 この政令は、都市計画法及び建築基準法

#### 三五号) 附則 (昭和六〇年五月一八日政令第

(施行期日)

(経過措置) この政令は、 公布の日から施行する。

2 すべきものとされた国の負担又は補助を除く。) 国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出 の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度の 第三条の規定は、昭和六十年度の予算に係る国 備等に関する特別措置法施行令附則第二条及び 村における歴史的風土の保存及び生活環境の整 する特別措置法施行令附則第二項並びに明日香 改正後の古都における歴史的風土の保存に関

> 六十年度に繰り越されたものについては、なお年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和 た国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の 並びに同年度の国庫債務負担行為に基づき昭和 に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされ 昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為 降の年度に繰り越されるものについて適用し、 算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以 る国の負担又は補助及び昭和六十年度の歳出予 従前の例による。 (十一年度以降の年度に支出すべきものとされ

### 六 附号 🔝 則 (昭和六一年五月八日政令第一五

(施行期日)

1 この政令は、 公布の日から施行する。

前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十越されるものについて適用し、昭和六十年度以 担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り ら昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年特別措置法施行令の規定は、昭和六十一年度か 史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する 年度以降の年度に繰り越されたものについて 歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一 の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六 じ。) 以降の年度に支出すべきものとされる国 係るものにあつては、昭和六十三年度。以下同 度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度 昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年 のとされた国の負担又は補助を除く。)並びに 和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基 下同じ。)の予算に係る国の負担又は補助(昭 度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつ する特別措置法施行令及び明日香村における歴 の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の 十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負 づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきも ては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。 (昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に 改正後の古都における歴史的風土の保存に関 年度以降の年度に支出すべきものとされた国 なお従前の例による。 以

# (昭和六二年三月二〇日政令第五

(施行期日) 四号)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和六十二年四月一日 カゝ

#### 九号) 附 則 (昭和六二年三月三一日政令第九

(施行期日)

1 する。 この政令は、 昭和六十二年四月一日から施

改正後の古都における歴史的風土の保存に

2 年度以降の年度に繰り越されたものについて 歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二 負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度 年度以降の年度に支出すべきものとされた国の とされる国の負担又は補助及び昭和六十二年及度。以下同じ。)以降の年度に支出すべきもの 度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年担行為に基づき昭和六十四年度(昭和六十二年和六十二年度及び昭和六十三年度の国庫債務負 とされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭 き昭和六十二年度以降の年度に支出すべきもの るものにあつては、昭和六十二年度。以下同び昭和六十三年度(昭和六十二年度の特例に係 るものにあつては、昭和六十二年度。 特別措置法施行令の規定は、昭和六十二年度及 史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二 れるものについて適用し、昭和六十一年度以 は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越さ び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又 十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づ する特別措置法施行令及び明日香村における歴 は、なお従前の例による。 じ。) の予算に係る国の負担又は補助 (昭和六

#### 0号) 附 則 (平成元年四月一〇日政令第一一

(施行期日)

(経過措置) この政令は、 公布の日から施行する。

2 年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成 国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二 及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平 された国の負担又は補助を除く。)、平成元年度 史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する する特別措置法施行令及び明日香村における歴 成三年度以降の年度に支出すべきものとされる 六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基 成二年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和 特別措置法施行令の規定は、平成元年度及び平 づき平成元年度以降の年度に支出すべきものと 改正後の古都における歴史的風土の保存に

れたものについては、なお従前の例による。 担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越さ 六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負 すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出 適用し、昭和六十三年度以前の年度の国庫債務 三年度以降の年度に繰り越されるものについて

### 附則 0号) (平成三年三月三〇日政令第一〇

(施行期日)

1 (経過措置) この政令は、 平成三年四月一日から施行す

平成三年度以降の年度に繰り越されたものにつ いては、なお従前の例による。 前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で のとされた国の負担又は補助及び平成二年度以 度以降の年度に繰り越されるものについて適用 の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度 年度以降の年度に支出すべきものとされる国の平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五 た国の負担又は補助を除く。)、平成三年度及び 平成三年度以降の年度に支出すべきものとされ 成四年度の予算に係る国の負担又は補助(平成 特別措置法施行令の規定は、平成三年度及び平 史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する する特別措置法施行令及び明日香村における歴 に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきも し、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為 二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき 改正後の古都における歴史的風土の保存に関 2 1

## 附 (平成五年三月三一日政令第九七

抄

(施行期日)

1 この政令は、 平成五年四月一日から施行す

2 の負担又は補助を除く。)について適用し、平五年度以降の年度に支出すべきものとされた国 成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づ 度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成 年度の予算に係る国の負担又は補助(平成四年 特別措置法施行令の規定は、平成五年度以降の 史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する する特別措置法施行令及び明日香村における歴改正後の古都における歴史的風土の保存に関 (経過措置)

> は、 年度以降の年度に繰り越されたものについて 度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五 れた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年 き平成五年度以降の年度に支出すべきものとさ なお従前の例による。

#### 二号) 則 抄 (平成一二年六月七日政令第三一

附

(施行期日)

1

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 この政令は、内閣法の一部を改正する法律 平

#### 号) 附則 (平成一三年八月八日政令第二六

(施行期日)

行する。 保存に関する特別措置法第七条第一項及び第三 るものについては、古都における歴史的風土の 為であってこの政令の施行の際既に着手してい 項並びに第八条第一項及び第八項後段の規定 する特別措置法施行令第二条第二号に掲げる行 (経過措置) この政令は、 改正後の古都における歴史的風土の保存に関 平成十三年八月二十四日から施

### 附 則 (平成一六年一二月一五日政令第 三九九号) 抄

適用しない。

(施行期日)

第一条 この政令は、景観法の施行の日 六年十二月十七日)から施行する。 (平成十

## 四二二号) 則 (平成一六年一二月二七日政令第

この政令は、平成十七年四月一日から施行す

#### 三三八号) 附 則 (平成二〇年一〇月三一日政令第 抄

(施行期日)

及び向上に関する法律の施行の日 十一月四日)から施行する。 この政令は、地域における歴史的風致の維持 (平成二十年